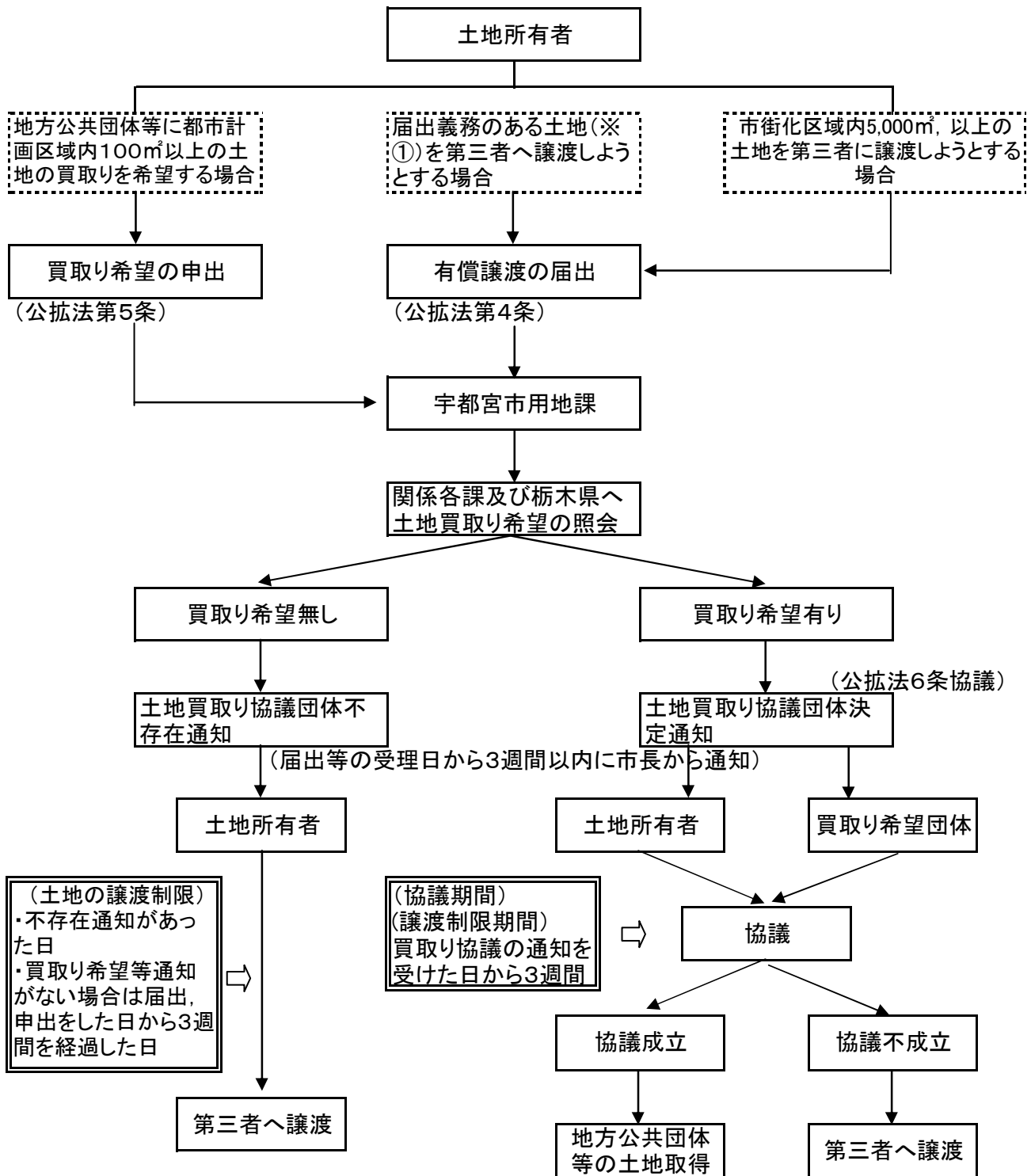


公拡法の事務フロー



公拡法の届出義務のある土地

- ① 都市計画施設区域内100㎡以上の土地で次に掲げるもの
 - ア 都市計画法で定められた道路・公園・学校等の都市計画施設予定区域内にある土地
 - イ 道路・公園・河川等あらかじめ指定された土地
- ② 市街化区域5,000㎡以上の土地

届出に係る留意事項

(1) 届出書は、正本を1部提出してください。

(2) 添付書類として当該土地を示した下記の図面を添付してください。

- ① 位置図(概ね縮尺1/25,000程度の図面)
- ② 案内図(住宅地図等)
- ③ 公図
- ④ 登記事項証明書

※ なお、現住所と登記事項証明書の住所が違う場合は、住民票などで同一人であることがわかる書類を添付してください。

(3) 届出をした場合、以下の区分に応じて、一定期間、地方公共団体等以外の者へ譲り渡すことはできません。

なお、①、②の通知は届出をしてから3週間以内に通知します。

- ① 買取協議の通知があった場合
⇒ 通知のあった日から起算して3週間を経過する日
- ② 買取希望がない旨の通知があった場合
⇒ 通知があった日
- ③ 届出があった日から3週間以内に通知がなかった場合
⇒ 届出をしてから3週間が経過した日